

第 5 回 荒川河川整備計画関係都県会議

1. 開会

○河川情報管理官

定時になりましたので、これから「第5回荒川河川整備計画関係都県会議」を開催させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私は本日進行を務めさせていただきます、河川情報管理官の藤田と申します。

記者発表の際に会議の公開のお知らせをしておりますけれども、記者の皆様にはカメラ撮りは冒頭の挨拶終了までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に会議に当たりまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための配慮事項をご案内しておりますのでそちらをご覧くださいましてご協力をよろしくお願いいたします。

本日はWEB会議ということで埼玉県、東京都の発言に関しましてはモニターを介してご確認いただくということでございます。また、会場内では基本的にマスクを着用していただきまして、体調に変化のある方につきましては、事務局にご報告いただきまして退席いただくということでご協力をお願いいたします。

報道機関の皆様には、取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って取材及び傍聴をしていただき、議事の進行にご協力をいただくようお願い申し上げます。

まずは配付資料の確認ということで、お手元に皆様ご用意いただいていると思いますが、確認させていただきます。

まず本日の資料としましては議事次第が1枚、出席者名簿が1枚、都県会議の規約が1枚でございます。

資料1、分厚いものが1つ。資料2が1枚、参考資料1パンフレット形式のものが1つ、参考資料2ということで変更内容の比較表が1つ、資料3、1枚、参考資料4、参考資料5で全てでございますが、皆さんお手元にご準備できていますでしょうか。

では、皆様資料がお手元にあるということで進めさせていただきたいと思っております。

2. 挨拶

○河川情報管理官

まずは開会に当たりまして、関東地方整備局の河川部長の佐藤より挨拶を申し上げます。

○河川部長

佐藤です。立ってやると画角から外れるので、このまま座ってやらせていただきたいと思います。

本日は関係都県会議という形でありありがとうございます。時節柄こういう形になりましたけれども、3機関ですのでこれでも十分議論ができるのかなと思っていますのでしっかり議論をしたいと思います。

今回荒川の河川整備計画という形で、今年の台風19号を踏まえた整備計画の改定に関する内容となっております。具体的には新しく遊水地を2つ作るとかそういう中身が入っておりますので、地元との調整につきましても鋭意進めておりますけれども、この中で整備計画をしっかりと位置づけて事業を加速化させていきながら、早期完成に向けて我々も取り組んでいきたいと思っていますので、関係都県におきましてもご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

また、特に今回埼玉県と同じタイミングで整備計画の変更がいろんな河川であるということで共同で有識者会議を持たせていただいておりますけれども、ぜひそういう意味で言うと、川の流れは同じところですから、その辺一体的に進めていきたいと思っていますので、その点も引き続きお願いしたいと思います。では今日はよろしくお願いたします。

○河川情報管理官

ありがとうございました。誠に申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

3. 荒川水系の河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）について

○河川情報管理官

それでは、議事に戻りまして議事次第3つ目でございます、荒川水系の河川整備計画変更原案について説明をさせていただきます。

○河川計画課長

河川計画課長、渡邊でございます。資料の説明をさせていただきます。

変更の原案について内容を説明する前に、前回までの会議でいただいております意見とそれに対する関東地方整備局の考え方について、説明をさせていただきたいと思います。

お手元にある参考資料3「第4回荒川河川整備計画関係都県会議におけるご意見に対する関東地方整備局の考え方」という資料をご覧ください。参考資料3に前回の都県会議でいただいた意見を3つほど大きくまとめております。いただいたご意見としましては、直轄河川における治水対策の早期効果発現に期待するということと、リスク情報共有等について連携を図ってほしいということをお願い

ております。

それに対しまして関東地方整備局の考え方としましては、令和元年10月洪水を踏まえまして、入間川及びその支川の目標を、令和元年10月洪水が再び発生しても災害の発生の防止または軽減を図ることとし、堤防の整備、樹木伐採、河道掘削、新規遊水地等の整備を行って対応してまいりますということで、それが例えば38ページの8行目に書いてありますというふうに個別で書かせていただいております。

そのほかリスク情報の共有につきましても、プロジェクトの中で多重防御の治水の考え方で、ソフト対策についても連携を図りながら取組を進めてまいりますという旨を記載しております。

2点目の意見ですけれども、事業の実施に当たっては上下流のバランスの配慮と荒川第二、第三調節池の早期効果発現、京成本線橋梁などの暫定堤防の解消など整備について推進してほしいといったご意見や、荒川第四調節池の整備、南畑排水機場内水対策の事業化などについてご意見をいただいております。

こちらは原案の中で記載をしているものではありませんけれども、関東地方整備局の考え方としましては、整備計画の変更に当たってはいただいたご意見を踏まえつつ、整備の内容、整備手順等に配慮し検討を進めてまいりたいと思います。現在進めている各事業についても早期の完成、効果発現を目指し引き続き事業を進めてまいります。

そのほか、今後事業化というところについても、引き続き事業化に向けた検討を進めてまいりたいということで、会議の中でお答えさせている内容ではございますけれども、このようにまとめさせていただいております。

3点目「(仮称)ハイブリッド型遊水地」の整備などについては埼玉県との連携を図ってほしいというご意見もいただいておりますが、こちらも遊水地の整備に当たっては内水対策として地形や現状の土地利用等を考慮するとともに、関係機関と調整しつつ検討を行ってまいりますということで、下の意見については、事業を進める中で皆さんとも調整をさせていただきながら、しっかり早期の事業化ですとか事業の推進を図ってまいりたいと思いますということで、ご意見と考え方をまとめさせていただいております。

続きまして、参考資料の4が第2回の荒川河川整備計画の有識者会議でいただいた意見と考え方でございます。非常に量が多いのでざっと全体だけご説明させていただきますが、資料の表紙をめくっていただきますと、それぞれ先生からいただいた主なご意見を概要としてまとめております。環境について、樹木管理、自治体との連携の話など多岐にわたるご意見をいただいております、それぞれに関東地方整備局の考え方をまとめて、同じように原案の何ページの何行目に反映されているかということをもとめたものになります。

基本的にいただいた主なご意見について原案の中で反映しておりますよということで、どこで反映しているかということをもとめておりますので、こちらも参考にご覧いただければというふうに考えて

おります。説明は省略をさせていただきます。

それでは早速ではございますが、資料1を使いまして今回お示しする変更原案について説明をさせていただきます。また、概要版として参考資料1、赤のラインが入ったものがございますけれども、こちらはパンフレットの概要版としてまとめているもので基本的には原案の内容と同様の内容になります。また、変更内容の比較表については参考資料2をお配りしておりますので、こちらを合わせて適宜ご覧いただければというふうに思います。

資料1ですけれども、ここは変更箇所がかなり多くありますので、主なものを抜粋して説明をさせていただきます。

まず表紙が変更原案ということで書き加えております。変更箇所、主なものとして時点修正とかは飛ばしますと、7ページからが「1.2 治水の沿革」になります。その中で言いますと、9ページ7行目から、変更箇所を追加しております。変更していることは大きく2点ありまして7行目、8行目のところが平成28年3月にこの整備計画がまずでき上がっておりますので、その旨の記載をしたというものになります。その整備計画に基づいて、これまで荒川と入間川と河川整備を推進してきましたということを7～12行目に記載しております。

参考資料2で説明をさせていただきます。参考資料の、今説明をさせていただいているのが9ページから10ページにかけての箇所になります。それが、今回の治水の沿革で追加をした場所になります。前段が整備計画の策定と推進です。

両方時々行ったり来たりするかもしれませんが、参考資料の9ページの終わり2行から10ページにかけてが、令和2年1月に取りまとめた、東日本台風を受けてのプロジェクトについてでございます。

10ページの頭からが本取りまとめの内容を記載しているものでございます。ざっとポイントだけご説明しますと、減災対策協議会から派生した入間川の部会というものをつくりまして、入間川のプロジェクトを取りまとめたことと、この取りまとめの中では関係機関が連携して多重防御の治水の推進と、減災に向けたさらなる取組の推進を実施していくことで、逃げ遅れゼロ及び社会経済被害の最小化を目指すこととしたということ。

あとは、河川整備に当たって河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用も求められておりますので、10ページの赤字で書いている後ろ3、4行目ぐらいからですけれども、グリーンインフラについても今回記載をしております。本プロジェクトにおいても、グリーンインフラとしての多重防御治水の実現と環境・地域振興の実現の両立を目指してエコロジカルネットワークの形成や地域振興の実現に努めることとしたということで、今回治水の沿革の中にも東日本台風を受けての対応としてプロジェクトを立ち上げた話と、その中でグリーンインフラ、環境への配慮ということもしっかりやっていきますということを記載しております。

続きまして、新旧の対応表でいきますと12ページになります。12ページが今の治水の沿革の続きで

過去の主な洪水を書いているものですが、12 ページの(11)で令和元年 10 月洪水ということで記載をしまして、雨量とか被害の状況を追記しております。

まためくっていただきまして 13 ページ目です。表 1 は一覧表でまとめておりますが、同じ内容を記載しましたというところです。

続きまして 15 ページから 16 ページにかけて「(2) 近年の渇水状況」という項目がありますが、16 ページ頭 2 行を追加しております、平成 29 年に取水制限の実施がありましたので、その旨の記載をいたしましたということです。

続きまして、変更箇所としては 18 ページです。こちら河川環境の沿革ですが、18 ページの赤字の箇所ですが、「かわまちづくり支援制度」が 21 年度に創設されて足立区において整備が行われておりますので、かわまちづくりの関係の追記をいたしましたということです。

次に行きます。めくっていただいて 19 ページからが、「河川整備の現状と課題」という章になります。堤防の整備状況を赤字で荒川本川の進捗を反映しております。

20 ページ上段の赤字箇所が、荒川については中流部でまだ洪水調節容量が不足しているというのが、もとの内容だったのですが、現在荒川第二、第三調節池の整備が始まっておりますので、その旨と荒川第四調節池についても検討を実施していますという旨の記載を変更しております。

20 ページ下段も平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨を契機に、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組が始まっておりますけれども、その記載がもとの案にまだありませんでしたので、それに基づいて減災対策協議会などを立ち上げ、取組方針を取りまとめた旨の記載をしております。

次に行きます。21 ページ目です。この章が「河川整備の現状と課題」という章ですので、今の整備状況の課題についても記載しています。21 ページから 22 ページの赤字については、今回の令和元年 10 月洪水でこういったような課題が明らかになったかというようなことを記載しております。前段の記載は雨量や流量の記載ですが、赤字の 2 段落目、入間川の菅間地点で雨量と流量の記載があります。雨量は平成 11 年 8 月洪水、もとの目標と同等の雨量だったのですが洪水調節施設がなく、氾濫しなかった場合の菅間地点における計算流量が約 4,100m³/s だったということで、平成 11 年 8 月の洪水を上回りましたという記載。また、荒川本川の岩渕地点においては、雨量は昭和 22 年 9 月カスリーン以上の雨量となったが、流量は昭和 22 年 9 月洪水を下回ったという記載をしております。

その後また同様に堤防の決壊や被害の状況がありまして、3 段落目、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川等の支川合流部は閉鎖型の氾濫域であり、これまでもたびたび浸水が発生していた。一方で、入間川流域には直轄の洪水調節施設がなく、これまでの河川整備計画では主に河道内の対策として、洪水をあふれさせない治水対策を進めてきたが、この洪水において入間川の菅間地点では最高水位を記録し、治水能力を超えるような事象が発生した。

このようなことから、治水対策の加速化と合わせて、流域の遊水機能の確保・向上や土地利用・住ま

い方を組み合わせた多重防御治水による浸水被害の軽減対策の検討と推進が必要だといったようなことを、今回の課題として記載をさせていただいております。

あわせて 22 ページにかけては、いわゆるソフト対策の話ですが、状況把握や情報伝達、避難行動について、さらに円滑な水防避難行動のための体制等の充実を図る必要があるという課題が東日本台風で明らかになったということで、この中で課題を記載させていただいております。

そこから時点更新部分は飛ばさせていただきます。河川空間の利用、新旧対応表でいうと 26 ページのところに赤字箇所がありますが、利用の関係で平成 30 年 6 月に船着場のルールが策定されておりますのでその旨を記載しております。

めくっていただいて河川維持管理の現状と課題に入っていきますが、変更箇所としましては、28 ページの終わりから 29 ページにかけて見ていただきまして、こちらについても減災対策協議会での取組としてもやっていこうという話ですとか、河川管理者から市町村長等へのホットラインなどの取組についてまだ記載がありませんでしたので、こちらも取り組んでいる内容ではありますが、記載させていただいております。

続きまして、29 ページの終わりから始まる「2.5 今後の取り組むべき課題」というところで幾つか追加があります。2.5 取り組むべき課題の 1 点目として、近年の豪雨災害で明らかとなった課題という項目を追加しております。こちらは、近年の主な洪水に対してどのような課題が明らかになったかということをもとめておりまして、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨で水防災意識社会の再構築が必要になったとか、平成 28 年 8 月の北海道・東北地方を襲った台風について水防法等の改正ですとか、水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の取りまとめを行った旨ですとか、その後の平成 30 年 7 月豪雨などを受けて、さらにその取組を加速させる必要がありますということを書いてございます。

30 ページ「(2) 気候変動適応策の推進」というところ、下から 3 行目の赤字ですけれども、現在、気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会というもので議論が行われた結果、令和元年 10 月にちょっとページが変わり 31 ページに入ります。気候変動を踏まえた治水計画のあり方の提言が取りまとめられておりますし、その後も小委員会というものが立ち上がって、その中で今後の取組方針について検討が進められていますというような昨今の状況について記載をしております。

32 ページからが「河川整備の対象区間及び期間」となっていますが、区間と期間については特に変更ございません。

次の変更箇所が新旧対応表でいうと 35 ページになります。こちらが、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標のところでございます。

変更点としては荒川本川の目標とかは変わらず、入間川とその支川の目標が変わっていますが、まず文言として荒川本川のところも含めて、あと災害の発生の防止を図るのところに「又は軽減」という言葉を書いておりますけれども、こちらは河川法の中でも河川整備計画の目標については、「災害の発生

の防止又は軽減」という文言で記載されておりますので、そこは表現の適正化ということで表現だけを直しております。特にメニューなどの内容が変わっているものではございませんで、「また、」以降が入間川とその支川についての目標です。

もともとは平成 11 年 8 月洪水が目標洪水でしたけれども、この中では令和元年 10 月洪水を目標として、そのような洪水が再び発生しても災害の発生防止又は軽減を図るということと、その災害の発生防止又は軽減に当たっては、治水対策の加速化と合わせて、流域の遊水機能の確保向上ですとか、土地利用と住まい方の組み合わせなどを考慮した多重防御治水による浸水被害の軽減対策の検討と推進を図るということで、今回入間川のプロジェクトの中でも打ち出したような内容の反映をしております。

その下の項目についても、全国的な取組ということで避難確保ハード対策とソフト対策を連携して一体的、計画的に推進すること、計画規模を上回る洪水とかに対してもそういったソフト対策とハード対策を組み合わせ、一体的、計画的に推進することが必要だというようなことを記載しております。

36 ページが流量配分図です。流量配分図については、図の 4-1 の「流量配分図（荒川）」ですけれども、変更箇所としては、入間川から合流しているところに菅間地点というところがあります。もともとが 3,300m³/s でしたが、こちら 3,700m³/s という数字に変更になっております。図の 4-2 が「流量配分図（入間川及びその支川）」ということですが、こちらは各地点それぞれ数字が変わっておりまして、3,700m³/s というのは、図 4-2 の流量配分図に遊水地を 2カ所設けておりますが、この仮称の都幾川遊水地、仮称の越辺川遊水地ということで 2カ所の遊水地、この 1、2 の遊水地の洪水調節をもって 3,700m³/s で菅間で河道の目標として設定をしますよということで、このような流量配分図に変更しております。

すみません。ちょっと長くなりますが、説明させていただきます。

次の変更箇所ですが、ざっと飛ばさせていただきます。途中途中で赤字になっている箇所がありますが、それは進捗などで変わっている部分ですので飛ばさせていただきます。新旧対照表の 42 ページをご覧ください。こちらが、河道掘削に係る施行場所がどこかということに記載しているものでございます。今回の整備計画の大きなメニューの変更のポイントとしては入間川とその支川に河道掘削がなかったのですが、そちらを追加して具体の地先の区間と場所を書いておりますので、そこが変更箇所になっています。

ページをめくっていただきまして 43 ページになります。43 ページの「5) 洪水調節容量の確保」ということで、ここも変更点があります。5) の最初の赤字ですが、こちらは本川の第二、第三、第四調節池の記載です。調節池の整備に当たっては上流等の影響区間も含めて堤防の整備を行う、必要な高さ、幅を確保するということは、記載がもともとあったのですけれども、あわせて調節池上流側の河道掘削も行うことになっておりますので、その旨の記載を追加しております。

同じページの下から 3 行目からまた赤字であります。こちらから今回新たに入間川流域に位置づけ

る洪水調節施設の記載です。「入間川及びその支川においては、支川のピーク流量を低減させ、水位低下を図るとともに、下流河道への負荷を低減するため、詳細な調査及び検討を行いつつ関係機関との調整の上、（仮称）越辺川遊水地及び（仮称）都幾川遊水地の整備を行う」と書いてございます。遊水地の名称につきましては、いろいろ地元の方の意向も踏まえて決定をしたいと思っておりますので、現時点においては（仮称）という書き方をさせていただいております。

次のページの表5-5が、施行の場所と洪水調節容量の記載をしてございます。それぞれ施行の場所と洪水調節容量が越辺川については約500万m³、（仮称）都幾川遊水地については約300万m³というのを想定して計画していますということを記載しています。

では次をめくっていただきますと、45ページ「（3）高潮対策」の赤字部分は進捗の反映です。

46ページの表の5-8と5-9で「高規格堤防に係る施行の区間」と書いてありますが、表の5-8について荒川左岸（中川左岸）は方針に記載があったものが反映されておりましたので方針に合わせた記載です。

表5-9の「高規格堤防に係る施行の場所」については、当初の整備計画の策定以降に事業化されたものなどについて記載をしているものです。こちらも事業の進捗に合わせた変更ということでご理解いただければと思います。

続きまして48ページです。「（6）内水対策」については、1点追加をしております。「支川における遊水地の整備にあたっては、地形や現状の土地利用等を考慮するとともに、関係機関と調整した上で、外水、内水の両方に対応する機能確保の検討を行う」ということで、入間川流域のプロジェクトの中で仮称のハイブリッド型遊水地というふうに記載しておりましたが、そういった機能の確保の検討をしつかり行っていきますということを記載しております。

「（7）危機管理対策」については、安全な避難場所への避難が困難な地域においては、高台整備について支援を行うということを書いております。こちらも入間川のプロジェクトの中で自治体からも高台整備を行いたいというようなことをおっしゃっていますので、それについて河川管理者として支援を行っていきたいと思いますということで書いております。

続いてめくっていただきます。49ページです。49ページの3行目から記載がある部分については、今全国的な取組として行われております既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に活用しようという取組の記載でございます。文言としましては、「水害の激甚化や治水対策の緊要性等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係機関との連携の下、事前放流の実施要領策定等の必要な措置を講じる」ということで、現在行っているような取組の内容を現時点記載させていただいているということです。

そこから進捗の修正を飛ばしまして、52ページが今の記載の関連で表5-14を追加しております。この追加は現在の既存ダムの諸元がただ記載をされているものでして、こういった洪水調節の活用につい

て取組を行う上での前提として、このようなダムがあつてこういう諸元になっていますということを記載しているものになります。

このあたりの記載については今の取組の進捗に合わせて、また案の段階ですとか、案が取れた策定の段階などで、状況に応じた記載の変更の可能性はあり得るかなということと考えております。

ちょっとそこから時点的なものは飛ばさせていただきまして、55 ページのところ「(3) 水門、排水機場等の維持管理」というところで、洪水、高潮等が発生した場合の必要な対策などについても記載を追加したという変更です。

そこから先も時点や住所などの細かい修正が続きますので飛ばさせていただきます。

新旧対照表の 60 ページです。「(4) ダムの維持管理」ですけれども、こちらについてはもともと二瀬ダムで選択取水設備を整備するというのだと書いてあったのですけれども、そちらがもう活用できる状態になりましたので選択取水設備を活用していきましょうという記載に変更になりましたということです。

次に行きます。細かい修正は飛ばさせていただきます。62 ページの下の段落に「(11) 地域における防災力の向上」という項目があるかと思えます。ここから先 (11) のこの小項目がその後続いていくのですけれども、この内容は先に説明した「水防災意識社会再構築ビジョン」ですとか、それに伴った水防法の改正の取組などによって、社会全体で備えるということ、地域全体で支えるということについて具体的にどういうことをやっていくことで考えているかということが、この先内容としては続いていくこととなります。

ちょっとめくっていただきます。63 ページからその具体的な内容ですけれども、1) では「水防災意識社会再構築ビジョン」というものができましたということの記載が前はなかったので記載させていただいております。内容は繰り返しになるので省略させていただきます。

「2) 洪水予報等の発表」ということで、現在試行的に荒川でも運用しております「水害リスクライン」についての記載を加えました。

64 ページ、「4) 的確な水防活動の促進」というところで、実際にこちらでも危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を行って水防管理者にリアルタイムで情報提供することですとか、この赤の段落の、「また」というところがあります。4) の 6 行目からです。「また、氾濫発生を迅速に把握するため、越水・決壊を検知する機器の開発等を進める」という文言を追加しております、こちらでも入間川プロジェクトの中で記載をさせていただいている内容ですけれども、遠隔などでも氾濫発生などの状況を把握できるような機器の開発を進めていきたいということで記載しています。

ページをめくっていただきます。65 ページです。「5) 河川情報の収集と伝達」ですけれども、こちらでも同様にカメラとか水位計の設置で、情報提供の仕組みがしっかり構築することですとか、インターネットなどを活用して迅速な防災情報を提供しようといったことを書いております。

「6）災害時の支援等」でこちらは民間人材の活用や新しい技術も活用していきましょうという記載です。

66 ページ「9）円滑な避難のための対策」についても、企業や自治体と連携した早期復旧のための応急活動ですとか、避難の場所の名称などを記載した標識などを設置しましょうといったことが書いてあります。

「10）防災教育や防災知識の普及」ということで、住民参加型の避難訓練に対しても河川管理者として協力支援を行う旨の記載を追加しております。

ページをめくります。67 ページです。「11）災害対応の体制等の整備」で赤字部分、荒川下流域においては大規模な地震が発生した場合の訓練等についても関係機関と連携して行うという旨の記載をしています。

12）が項目ごと追加されておりますが「市区町村による避難勧告等の適切な発令の促進」ということでいろいろ書いてありますが、ポイントとしては市区町村等と重要水防箇所の共同点検などを実施することですとか、氾濫シミュレーションを市町村に提供することですとか、水位情報などのリアルタイム映像についても自治体としっかり共有していくための情報基盤の整備を行うといった自治体との情報共有とか点検を共同で行う旨などの記載をしています。

「13）住民等の主体的な避難の促進」ということで住民への情報提供のことを記載しております。洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化ですとか、リアルタイム情報でスマホを活用して、洪水予報をプッシュ型で提供するようなシステムについてなど、必要な情報提供をしっかり行っていきますという旨を記載しております。

「14）土地利用、住まい方の工夫」というところですがこちらも入間川のプロジェクトの中で記載している内容ですが、これまでの治水対策に加えて、多重防御治水の観点から土地利用・住まい方の工夫も必要となっているということで、土地利用の制限等の対策を自治体などや関係機関に行っていただくときには、必要な支援を行っていききたいと思いますということを書いております。（11）の変更箇所は以上です。

そこからまた行きますして新旧対照表の 72 ページです。「6. 3 ダムを生かした水源地域の活性化」ということで、こちらについては、もともとあったビジョンについて変更がありましたのでその変更内容を反映したという修正になります。新旧対照表の資料としては以上です。

資料 1 に戻っていただいて、こちらは附図がいろいろ付いているのですが、資料 1 の最終ページに整備箇所を示した附図 15 というものがございます。資料 1 の最後のページで、この中で河川整備の行う場所の項目など書いておりますが、本川については変更ありませんが、入間川の流域のところには、黄色い線を引いている河道掘削というのが、先ほど章の中で整理していたものがこちらで図化をされているということと、洪水調節施設で池が 2 か所できることになりますので、図の中でも薄い緑のハッチのマ

ルがありますが、この箇所が整備箇所になりますということを附図の中で示しております。

ざっとではありますが、以上が変更の原案の内容でございます。

続けて配付資料の2をご覧ください。こちらは整備計画について今後の予定を示してございます。今後の予定ですが、1つ目は今日の都県会議です。荒川水系の河川整備計画の変更原案の公表を本日から行うことになっております。同じく3つ目の四角です。有識者会議につきましては、昨日発表もさせていただいておりますが、28日に会議を行う予定でしたけれども現在の新型コロナウイルスの感染拡大の状況なども踏まえまして、書面による意見聴取に変更させていただいております。本日から書面の意見聴取を始めまして、埼玉県との合同開催という形をとりたいと思っておりますけれども、委員の皆様からいただいた意見については、後日関東地方整備局及び埼玉県のホームページで公開をしていきたいというふうに考えております。

本日付けから4点目ですけれども、変更原案に対する意見募集も行っております。

最後の段落が変更原案に関する公聴会ですけれども、今のところ4月26～27日で予定をしております。こちらでも新型コロナウイルスの感染状況などを踏まえて、開催方法等についてはまた検討してまいりたいと思います。

最後、もう1つだけ資料の説明させていただきます。参考資料の5でございます。今全国的に河川整備計画の策定や変更を行う際に、水害リスクの評価というものを試行的に行っています。表紙をめくっていただきますと、水防法改正を踏まえてさまざまな規模の外力による浸水想定、想定最大規模と計画規模を策定して公表しているところですが、今回の荒川河川整備計画の変更した原案の内容が、ここにある施設整備が完了した場合に、水害リスクが規模ごとにどんなふうになっていくかというところの変化を試行的に提示するものでございます。

2ページに計算条件がございますが、現況河道と今回の変更した整備計画のメニューを反映した河道をそれぞれセットして、整備計画規模、基本方針規模、想定最大規模の3つについてリスクがどうかということを評価したものです。3ページが整備内容で、4ページがブロックの分割を示しております、荒川左岸2ブロック、右岸3ブロック、支川4ブロックで、あくまで今回の入間川のメニューの変更に伴ってリスクが変わる区間についてのみ抽出して検討を行っております。

5ページからが、それぞれのブロックの内容になります。全てのブロックの説明は省略させていただきますが、例えば、この5ページの荒川のR1ブロックというのを見ていただきますと、それぞれ整備計画規模、方針規模、想定最大規模に対して現況と整備後がどのような浸水の状況になっているか図で示しています。下のグラフが3つございますけれども、これの見方としては、青線が現況の河道で評価をした場合、赤字が整備計画の内容が完了した時点の河道での評価で、それぞれ想定被害額と水深3m以上の浸水面積と水深3m以上の被害の人口を見ているもので、整備計画から方針規模、想定最大規模と見ていくと、こちらは規模が上がることに被害は上がっていくのですけれども、今回設定をしたメニ

ューが整備計画規模だけではなく、方針規模や想定最大規模になってもちゃんと現況に比べて、水害のリスクを減らしているかどうか、逆転などしていないかというところを主にチェックをしているものになります。このようなチェックを全ブロックチェックしまして、そういうような逆転をするような方向は見られないということで整理をしているものになります。こちらは参考までにご覧いただければと思います。

すみません。説明が長くなりますが、以上でございます。

○河川情報管理官

どうもありがとうございました。私どもが用意させていただいた資料につきましては以上となります。それでは、ただ今ご説明させていただいた内容につきまして、埼玉県、東京都より、何かご意見がございましたら頂戴したいと思いますので、まず初めに埼玉県からこういった形式ですので指名で申しわけないのですが、埼玉県からご意見がございましたらお願いいたします。

○埼玉県県土整備部参事兼河川砂防課長（代理）

本日、議会中につきまして部長、副部長が出席かなわず申しわけございません。

まずは、国管理河川に関する荒川水系河川整備計画の変更原案を、東日本台風から半年を経ずにおまとめいただいたことに感謝申し上げます。

本日、ご説明いただいた資料1、資料2、いずれに対しても埼玉県として特段の意見はございません。今後、県民の方のご意見を伺う場を用意されているようでございますので、そうした声に丁寧に耳を傾けていただきますようお願い申し上げます。

それから速やかな計画変更によりまして、1日も早く計画的に位置づけられた河川整備に着手、推進していただけますよう重ねてお願い申し上げます。

埼玉県としても直轄の進める事業につきまして、事業間調整など、積極的に協力してまいりたいと考えてございます。

最後になりますけれども、当県におきましても、県管理河川の河川整備計画の変更を予定、これらに向けて、今回、示された流量配分を踏まえまして、国管理河川と合流する県管理河川の合流点処理対策について検討を本格化させたいというふうに考えております。合流先河川への放流量などに関する今後の協議に当たりまして、国からのご協力、ご指導をよろしくお願いいたします。以上です。

○河川情報管理官

ありがとうございます。それでは続きまして、東京都、よろしくお願いいたします。

○東京都河川部長（代理）

東京都の河川部長小林でございます。うちも代理でございます。局長は議会の関係で、今日出席させていただいている代理の小林でございます。よろしくお願いいたします。

何点か意見を発言させていただきますと、第4回とかぶっているところもございますけれども、まず荒川の現状についてでございます。昨年の台風19号ということですが、荒川第一調節池、岩淵水門、こういった施設、堤防も強化していただけてきたといったことがございまして、こういった取組によって首都東京が守られているということを改めて実感していることでございます。

しかし一方で、岩淵水門付近で氾濫危険水位に約50cmまで迫ってきたというところで、水位が上昇しているということで、やはり気候変動による影響を考慮すると非常に危機感を持っているというところがございます。これにつきましては、我々行政もそうなのですが、都議会等を通じまして、地元の方からこういった意見も多うございまして、北区、荒川区、足立区、葛飾区といったところもそういったところですが、非常に都民、国民の関心が高いというところがございます。

そんな中、今回の荒川水系の河川整備計画の変更でございますが、昨年の台風の被害の発生状況を考えまして、原案については異論ございませんということでございます。

事業の実施に当たりましては、繰り返しになりますが、上下流のバランスについて十分配慮いただきたいと思いますとともに、引き続き荒川第二、第三調節池、また、京成本線荒川橋梁などの早期事業推進をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

また、最後になりますが、昨日26日、「災害に強い首都東京の形成に向けた連絡会議」が開催されております。こういった水害対策、地震対策についてということで、今後とも国土交通省と連携させていただきながら、首都東京の安全性の向上に努めていきたいと考えてございますので、引き続きよろしくお願いいたします。東京都としては以上でございます。

4. 荒川水系河川整備計画 変更までの流れ

○河川情報管理官

どうもありがとうございました。今埼玉県と東京都からご意見をいただきましたので、私から若干コメントさせていただきたいと思っております。

埼玉県につきましては、基本的にこれから一緒にまた整備計画、流量配分、それから国管理河川と県管理河川の合流点処理、そういったものについて、本格的な検討を進めていただくということで、我々としましても必要なご協力をさせていただきながら、調整させていただいて進めていければと考えてございますので、引き続き一緒に進めていければというふうに考えてございます。

また、東京都につきましては、事業の推進につきましていろいろご意見をいただいているところでご

ございますが、変更原案の5.1河川工事の目的、種類及び施行の場所という項目につきましてそういったことも記載させていただいておりますし、また現在、荒川の第二、第三調節池、京成本線の架け替えにつきましても早期完成を目指して、引き続き事業を進めてまいりたいと思っております。

また最後にございました「災害に強い首都東京の形成に向けた連絡会議」ということで、そういったことにつきましても、我々は必要なご協力ができるものにつきましては一緒にやっていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいというふうに考えてございます。

いただいたご意見につきましてはそういったことで引き続き東京都、埼玉県と協力しながら進めていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほか何かご意見等ございますでしょうか。

○河川部長

最後に。今日は原案につきましてご意見いただきましてありがとうございます。ポイントは今まで荒川につきましては、第二、第三調節池という形での大規模遊水地は2カ所整備をしておりますけれども、今回の整備計画の変更によりまして、名前はまだ仮称ですけれども、越辺川遊水地と都幾川遊水地という形で4遊水地を同じ時期に整備を進めていくということかなと思っております。それに当たりまして、今まで荒川については上流下流の2事務所体制で業務を執行しておりましたけれども、4月1日からは新たに第二、第三を専門的にやる組織といたしまして、荒川調節池工事事務所という形で、3つ目の事務所をこの水系には設置をさせていただきます、荒川につきましては3事務所体制で事業の加速化を図りたいと思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。今日はどうもありがとうございます。

5. 閉会

○河川情報管理官

それでは、特にご意見もないということでございましたので、これをもちまして、本日の荒川河川整備計画関係都県会議を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(了)